平成２１年（フ）第８１８８号
大阪府守口市北斗町６番18号
債務者　園　　明
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越本　幸彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２０号
大阪府豊中市豊南町南６丁目３番13号
債務者　古谷　省治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　謙二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５２号
大阪府枚方市大峰元町２丁目３番20―22号
債務者　エビス砿油商会こと　加地　　寛
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　尚美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５６号
大阪府豊中市上新田４丁目16番10号
債務者　丸十寿司こと　樫　幸三郎
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岨中　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３１５号
福岡県筑紫野市石崎１丁目４番１―502号
債務者　泉　　廣行
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　武臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０７号
広島市南区宇品神田５丁目26番21号
債務者　上高　澄雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５６号
広島県廿日市市平良１丁目18番13号
債務者　亀田　道明（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３９７号
大阪市西区北堀江２丁目12番18号　グレース畑中602
債務者　東川　善仁
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２８号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２丁目３番84号　グランドールＣ棟202号
債務者　池田　光幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　裕彦
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９０号
大阪府門真市寿町12番11号
債務者　落　　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（ラ）第１５２号（原審青森地方裁判所十和田支部平成２１年（フ）第９０号）
青森県十和田市東十三番町９番８号　沖沢荘５号
抗告人　池田　春美
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人につき、破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台高等裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４６号
青森県八戸市根城８丁目８番１号　二本木マンション108
債務者　相馬真奈美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
青森県八戸市高州１丁目２番11号　センチュリーナカムラＢ102、前住所宮城県仙台市宮城野区蒲生字南城道田５番地66
債務者　庄司　涼子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
青森県八戸市大字市川町字轟木30番地３、前住所青森県八戸市大字市川町字轟木前47番地３
債務者　秋山　優二
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３２５号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地５―906
債務者　蓮見　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
新潟県長岡市前田３丁目４番４号
債務者　山崎　拓也
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７９８号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘31棟507号
債務者　上村　恭介
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部